

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）</p> <p>（国税6・地方税5（自動連動））</p> <p>（法人税：義、所得税：外、法人住民税：義、法人事業税：義）</p>
2 要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備の取得価額の30%特別償却あるいは中小企業への税額控除の適用期限を2年間延長する（本税制の適用期限を平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の措置とする）。</li> <li>○ 次の設備を対象設備に追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地熱発電設備</li> <li>②木質バイオマス発電設備</li> <li>③木質バイオマス熱利用設備</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 水熱利用設備のうち、下水熱利用設備の要件緩和を行う。（下水道の暗渠内に熱交換器のみ設置する場合も対象とする）</li> <li>○ 次の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー対象設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①水熱利用設備のうち、海水もしくは河川水を利用する設備</li> <li>②雪氷熱利用設備</li> </ul> </li> <li>・二酸化炭素排出抑制設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①高効率型電動熱源機</li> <li>②定置用蓄電池</li> <li>③エネルギー使用制御設備（測定装置、中継装置、アクチュエータ、可変風量制御装置、インバータ、電子計算機）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 風力発電設備の即時償却を廃止した上で、固定価格買取制度の認定を受けていない風力発電設備（出力1万kW以上）を対象設備に加える。</li> <li>○ 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備を対象から除外し、固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備（出力10kW以上）を対象に加える。</li> </ul>
3 担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4 評価実施時期	平成27年8月
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度 創設 （対象期間は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで）</li> <li>・平成24年度 拡充 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。（平成24年5月29日から平成25年度3月31日まで）</li> <li>・平成25年度 拡充及び延長 熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加、さらに適用期限を平成26年3月31日から平成28年3月31日までに延長した。また太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却を延長した</li> </ul>

		<p>(平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年度 3 月 31 日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度 縮減 産業競争力強化法に基づく生産性向上設備投資促進税制の創設に伴い、一部の対象設備を見直した。</li> <li>・平成 27 年度 延長 風力発電設備の即時償却の適用期限を1年間延長した(平成 28 年 3 月 31 日まで)。</li> </ul>
6	適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで適用期間を 2 年間延長する。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2 削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>平成 26 年 4 月に閣議決定した「エネルギー基本計画」を踏まえ、平成 27 年 1 月より長期エネルギー需給見通し小委員会において、2030 年時点の長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)の検討が開始され、同年 7 月に経済産業省において決定された。また、このエネルギーミックスと整合的となる、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を策定した。</p> <p>今般策定されたエネルギーミックスを踏まえ、法律、規制、予算、税など、必要な施策措置を講じていくことが求められる。本税制措置を、「エネルギー基本計画」、エネルギーミックスに沿う形で対象設備を重点化し、引き続き講じることで、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を達成し、約束草案を実現することが目的。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次「エネルギー基本計画」では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こと、また、徹底した省エネルギー社会の実現に向け、「省エネルギーの取組を、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していく」こととしている。</p> <p>こうした「エネルギー基本計画」を踏まえ、平成 27 年 7 月にエネルギーミックスを策定。このエネルギーミックスにおいて、再生可能エネルギーは足下から 2 倍の導入量を見込み、徹底した省エネルギー対策の積み上げにより、石油危機後並の大幅なエネルギー効率改善を見込んでいる。これらを踏まえ、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減する約束草案を国連に提出したところ。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  平成 26 年に閣議決定された「エネルギー基本計画」に加え、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)において示された将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を踏まえ、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入を実現し、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26% 削減する約束草案を達成する。</p> <p>(参考 1) 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標(約束草案)  温室効果ガス排出削減量を 2030 年度に 2013 年度比 ▲26.0%(2005 年度比 ▲25.4%) の水準(約 10 億 4,200 万 t-CO<sub>2</sub>)とする。</p> <p>(参考 2) 2030 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電力量に占める割合と導入量の見通し  再エネ : 22~24%程度(2,366~2,515 億kWh)  太陽光 : 7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh)  風力 : 1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh)  地熱 : 1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億kWh)  水力 : 8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億kWh)  バイオマス: 3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW、394~490 億kWh)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  ・二酸化炭素排出抑制設備: 税制対象設備による二酸化炭素排出抑制量  ・再生可能エネルギー設備: 税制対象設備の導入量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>&lt;二酸化炭素排出抑制設備&gt;  本税制対象設備は、3年間で 15,000t-CO<sub>2</sub> 以上の二酸化炭素排出抑制効果が見込まれるものであり、これらの普及を進むことで我が国の温室効果ガス排出量を抑制することに寄与する。</p> <p>&lt;再生可能エネルギー&gt;  再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して設備費用を含む発電コストが高いため、本税制措置により導入時のキャッシュフロー改善を図ることで再生可能エネルギー設備への投資が促進され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与する。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p> <p>② 減収額</p>	<p>2016 年度(見込み) 6,905 件  2017 年度(見込み) 8,463 件</p> <p>2011 年度 2 億円(法人税)  2012 年度 181 億円(法人税)  2013 年度 736 億円(法人税)  2014 年度 1,175 億円(法人税、所得税込み)  2015 年度 566 億円(法人税、所得税込み)  2016 年度 142 億円(法人税、所得税込み)  2017 年度 159 億円(法人税、所得税込み)</p> <p>※2011~2013 年度は財務省「租税等別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績推計)より。  ※2014~2017 年度は所管団体等からヒアリング調査より経済産業省推計。</p>

③ 効果・達成  
目標の実  
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年～平成 25 年)

<二酸化炭素排出抑制設備>

震災以降、原子力発電所の停止に伴う、火力発電の焼き増し等により、温室効果ガス排出量は大幅に増加しているものの、本税制による二酸化炭素排出抑制設備の導入によって、その増加を低減させている。

(参考)日本の温室効果ガス排出量

2011 年度 1,354 百万 t-CO<sub>2</sub>

2012 年度 1,390 百万 t-CO<sub>2</sub>

2013 年度 1,402 百万 t-CO<sub>2</sub>

<再生可能エネルギー>

再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、本税制措置がその導入に寄与していると考えられる。

(参考)再生可能エネルギー導入量 ※()内は水力以外の再生エネ

2010 年度 1,160 億 kWh(253 億 kWh)

2011 年度 1,198 億 kWh(281 億 kWh)

2012 年度 1,144 億 kWh(307 億 kWh)

2013 年度 1,216 億 kWh(367 億 kWh)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度)

<二酸化炭素排出抑制設備>

本税制を適用して導入された二酸化炭素排出抑制設備による二酸化炭素排出抑制効果は下記のように計算できる。

2011 年度 排出抑制効果:1,653,143(t-CO<sub>2</sub>)

(温室効果ガス排出量 1,354 百万 t-CO<sub>2</sub>)

2012 年度 排出抑制効果:3,645,886(t-CO<sub>2</sub>)

(温室効果ガス排出量 1,390 百万 t-CO<sub>2</sub>)

2013 年度 排出抑制効果:4,808,106(t-CO<sub>2</sub>)

(温室効果ガス排出量 1,402 百万 t-CO<sub>2</sub>)

(計算方法)

$$\text{CO}_2 \text{ 削減率}(\%) = (a - b) / a \times 100$$

$$\text{CO}_2 \text{ 削減量}(t\text{-CO}_2/\text{年}) = a - b$$

a: 基準設備の CO<sub>2</sub> 排出量

b: 対象要望設備の CO<sub>2</sub> 排出量

※所管団体等からのヒアリングを基に経済産業省推計。

<再生可能エネルギー>

長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)は、平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」で示された再生可能エネルギーの最大限の導入という方針を踏まえて、それを具体的な数値の見通しとして表したもの。したがって、エネルギーミックスの導入見通しが数値で示されたことによって、前回要望時の目標が明確化されたと言える。

今般の長期エネルギー需給見通しにおいて、2030 年度時点で再生可能エネ

		<p>ルギー導入量は、2,366～2,515 億 kWh。</p> <p>2013 年度の再生可能エネルギーの導入量は 1,323 億 kWh であるため、これを達成するには今後 15 年間で 1,043～1,192 億 kWh の導入拡大が必要。期間内は年平均 69.5～79.5 億 kWh の導入拡大が求められる。</p> <p>固定価格買取制度による再生可能エネルギーの発電電力量の買取実績は 2012 年度から 2013 年度にかけて 125 億 kWh 増加しており、導入目標を達成できていると評価できる。</p> <p>なお、本税制措置の効果を機械的に計算すると、</p> <p>①FIT 導入数: 71.3 億 kWh</p> <p>太陽光: 573.5 万 kW × 0.14 × 8,760 = 70.3 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>風力: 4.7 万 kW × 0.20 × 8,760 = 0.8 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>中小水力: 0.4 万 kW × 0.45 × 8,760 = 0.2 億 kWh (2013 年度の導入量) 設備利用率 時間</p> <p>②グリーン投資減税利用数(①×69%※): 49.2 億 kWh</p> <p>③税制効果数(②×41%※): 20.2 億 kWh</p> <p>と計算される。</p> <p>※平成 25 年度の資源エネルギー庁委託調査によると、固定価格買取制度認定事業者のうち、69%がグリーン投資減税を利用しており、そのうち 41%がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しているとの結果があった。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>エネルギーミックスを踏まえた現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の実現のためには、補助金、規制、法律、税制とあらゆる政策措置を講じ、エネルギーミックスと整合的となるよう検討された約束草案を達成していかなければならないが、本税制措置が拡充・延長されない場合、実現が困難になることが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度)</p> <p>経済産業省が業界団体等を通して行った調査では、2013 年度に 1.25 兆円、2014 年度に 1.49 兆円の投資がグリーン投資減税の対象設備への投資であったとされ、平成 25 年度の委託調査で FIT 認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、再生可能エネルギー発電事業者の約 4 割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視したとの回答があったため、2013 年度で 0.5 兆円、2014 年度で 0.6 兆円程度の投資促進効果があったと考えられる。上記に記載した減収額に比して大幅な投資が促進されたことに加え、政策の実現状況にも記載した二酸化炭素の排出抑制や再生可能エネルギーの導入も着実に進んでおり、十分に税収減を是認できるものと評価出来る。</p> <p>平成 27 年度は 1.59 兆円、平成 28 年度は 3,565 億円、平成 29 年度は 3,972 億円の投資が見込まれ、今後も同様の効果があるものと見込まれる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。</p> <p>また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、我が国のエネルギー政策上重要な本税制措置の対象設備の普及に協力する相当性が認められるものと評価できる。</p> <p>本税制措置の対象となる省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の普及は地球温暖化対策に大きく貢献するものである。温暖化対策の推進に関する法律第4条においても、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする」とされており、地方公共団体が協力する相当性が認められるものと評価できる。</p>
<p>10 有識者の見解</p>	<p>—</p>	
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>	